

○社会福祉協議会

・社会福祉協議会における支払事務や各福祉センターにおける使用料の取り扱いについて、一部書類の不備や記載誤り等が見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

・各福祉センターにおいては、利用に関するアンケート結果に基づき、適宜、改善や対応が図られているが、今後利用者への声を聴きながら、更なる利便性の向上に努められたい。

また、幼児から高齢者まで誰もが安心して利用できるよう、利用者や施設のより一層の安全性向上に向け新たな対応方法についても検討されたい。

○社会福祉課

・事業報告書が条例に定める期日までに社会福祉協議会から提出されていないことから、現状を把握したうえで適切な対応を図られたい。

・社会福祉協議会を非公募により指定管理者とした合理的理由について、分かりやすく説明できるように整理されたい。

また、施設を有効に活用するため、指定管理者制度のメリットを十分に活かした運営がなされるよう社会福祉協議会と更なる連携を図られたい。

社会福祉協議会は、長年にわたり地域に根差した福祉活動に尽力され、地域福祉の推進において非常に大きな役割を果たしている。

本市における地域福祉活動の拠点施設となる福祉センターについては、時代とともに利用者ニーズが一層多様化することが予想されることから、社会福祉協議会のノウハウを十分活かし、引き続き市と連携を図りながら、より多くの人に親しまれる施設となるよう努められたい。

問合せ

監査委員事務局 (9階)

☎(20)1560 FAX(20)1607

軽自動車の継続検査（車検）時に 納税証明書の提示が原則不要になります

令和5年1月4日^④から、軽自動車の継続検査の申請手続きにおいて、原則、申請者による納税証明書の提示が省略できるようになります（二輪の車両は対象外のため従来通り納税証明書が必要です）。

ただし、納付確認に一定の日数がかかるため、お急ぎの場合は従来通り納税証明書を提示してください。



国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら <https://www.ita.go.jp/jidousya/>



【納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合】

- ・納付したばかりのため、軽JNKsに納付情報が登録されていない
- ・中古車の購入直後
- ・他の市区町村へ引っ越した直後
- ・対象車両に過去の未納がある

軽自動車を買ったら軽自動車OSS

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）は、軽自動車を保有するために必要な各種手続き（申請・申告・納付）をパソコンからインターネットでいつでも行うことができるサービスです。

令和5年1月4日^④から、「新車購入時（新規検査・税申告）の手続」が追加され、行政機関等の窓口に出向く必要がなくなります（車検証等の受け取りは必要）。

問合せ 市民税課 (2階) ☎(20)1577 FAX(20)1609

